

岸和田市丘陵地区整備機構協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、丘陵地区において「岸和田市丘陵地区整備計画基本構想」に基づいた地域整備を進めていくために、実現可能な計画を検討する組織として岸和田市丘陵地区整備機構協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務について調査・研究するものとする。

- (1) 地域地権者の意向を確認し、実現可能な事業の検討とその事業主体に関すること。
- (2) 実現可能な事業の検討とその事業主体への支援、協力、連携を行うことができる仕組みづくりの構築に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地権者の代表者
- (3) 公共的団体等の代表者
- (4) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2ヵ年又は第2条に掲げる職務を達成したときのいずれかとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求めその意見を聴くことができ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、丘陵地区整備課がこれを行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年6月12日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が選出されるまでの会議の招集は、市長がこれを行う。